

輸送の安全に関わる情報公開

平成 29 年 2 月 15 日

名士バス株式会社

当社は安全マネジメントに係る情報の公開について、安全マネジメントの実施に基づき下記のとおり公開します。

1. 安全マネジメントの実施に当たって（2 頁）

2. 安全総括管理者 取締役所長（総括） 左近 一夫

3. 輸送の安全に関する基本的方針

（1） 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

（2） 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行させることにより、絶えず輸送の安全性の向上を図ります。

* 安全マネジメント

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、社長から現場の運転手まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（いわゆる P D C A サイクル）を活用して、事業者全体の安全確保・向上を継続的に行う仕組み。

4. 輸送の安全に関する目標と達成状況

・人身事故 ゼロ

・物損事故 0 件（前年 0 件）

・輸送安全教育

① 運転記録証明書及び適性診断

② アルコールチェック 100%実施

③ 年 2 回（春・秋）安全指導会開催

④ 年 2 回（春・秋）定期健康診断の実施と健康管理指導

⑤ ドライブレコーダーによる指導教育

⑥ 無事故無違反（全運転者）

5. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する等計（総件数及び類型型の事故件数）

・平成 27 年度は発生がありません。

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

・名士バス株式会社 緊急連絡網（弊社定期券販売所にて掲示）

安全マネジメントの実施にあたって

1. はじめに

(1) 今般の改正道路運送法及び改正貨物自動車運送事業法により、自動車運送事業者は輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないという責務規定が追加されたところです。

(2) 今後、輸送の安全を確保するために、次のような経営トップ主導による新たな仕組み（安全マネジメント）が必要になります。

安全マネジメントとは、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を、社長から現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（いわゆる PDCA サイクル）を活用し、事業者全体の安全の確保・向上を継続的に行う仕組みです。

*安全方針の策定（PLAN）→現場での実施等（DO）→安全に関する内部チェックの実施（CHECK）→方針の適切な見直し（ACT）→安全方針の策定→継続的な安全性の向上

(3) 以下、PDCA サイクルを活用した安全マネジメント体制の手法等を示しますので、各事業者において、この手引きをせっきよきてきに活用し、輸送の安全性の向上に努めていただきたいと思います。

2. 社長等の責務に関する事項

(1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有すること。

(2) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。

(3) PDCA のサイクルにより継続的に輸送の安全性の向上を図ること等、経営トップは、輸送の安全を確保するための業務及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うこと。

*経営トップとは、社長または実質的な経営権を持っているものを言う。

3. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の確保に主導的な役割を果たす。

(2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図る。

(3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

4. 輸送の安全に関する目標の設定及び計画の作成

(1) 事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事業単価が達成したい成果として、目標を設定するものとする。例えば、以下のような指標を用いて目標を設定する。

① 事故件数

② 輸送の安全移管する投資額

*具体的な目標の設定にあたっては、以下の点に留意する。

ア、目標年次を設定するとともに、数字の設定等具体的目標とし、外部の者も容易に確認しやすく、事後的に検証できるものとする。

イ、運転者等現場の声を汲み上げる等、現場を踏まえた改善効果の高いものとする。

ウ、社員がイメージしやすい、輸送の安全性の向上に対する意識の向上に資するものとする。

エ、目標達成後においては、その達成状況を踏まえ、より高い目標を設定すること。

- (2) 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、また自社の人材、車輛、事故の状況、現場の声や過去の計画の実施状況等を勘案し、現状の問題点を把握すること等により、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

(例) 運転者に対する輸送の安全に関する教育の実施

ドライブレコーダー等安全性に配慮した車輛等の導入

輸送の安全推進にかかる行事等、できるだけ具体的に記載する。

5. 輸送の安全移管する計画の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画を着実に実施する。なお、実施にあたっては、お互いの顔が見えやすい等各事業者の有利な点を活かして、情報の共有の方法や研修の方法を工夫する等により輸送の安全の確保を図る。

6. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

(1) 事業者は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関して、運転者等による営業所内における意見交換等により双方向の意思疎通を十分に行い、ヒヤリハット情報等について、適時適切に社内において伝達され、共有する。

(2) 事業者は、伝達した者に対してマイナス評価を行わない等の環境を整えることにより、現場の社員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることが出来るようにするものとする。

7. 事故、災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

事業者は、事故、災害等が発生した場合はにおける報告連絡体制及び指揮命令系統を定め、日時、天候、発生場所、事故の種類、事故原因、事故当時の状況等、事故、災害等に関する報告が速やかに社内において伝達されるとともに、重大な事故、災害時に備え、適切かつ柔軟に措置を講じることが出来るようにしておくものとする。

8. 輸送の安全移管する教育及び研修

(1) 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、運転者の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設を活用すること等により、必要な人材育成のための教育及び研修を着実に実施する。

(2) 安全マネジメントが効果的に運用されるよう、安全マネジメントに係わる要員に対する教育及び研修を行う。

(3) 教育及び研修については、点呼等の機会を捉えて十分なコミュニケーションを取り、意思疎通を図るとともに、運転者の特性や運行実態等運転者からの安全対策の提案を踏まえた教育及び研修を行うよう留意するものとする。

9. 安全に関するチェック・業務の改善に関する事項

- (1) 事業者は、安全マネジメントの実施状況等については、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行う。重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急にチェックを行う。
- (2) 事業者は、前記(1)のチェックの結果等を踏まえ、輸送の安全の確保のために必要な対策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- (3) 事業者は、悪質な法令違反により重大事故を起こしたような場合においては、安全対策全般または必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全の確保のための対策を講じる。

10. 情報公開等に関する事項

- (1) 事業者は、社内に掲示し外部に公表する。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する自己に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)
について、本社営業所または車輦内における掲示等により、毎年度、外部に対し公表する。
- (2) 事業者は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

11. 輸送の安全に関する記録の管理等

事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策及びチェックの結果、その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する。

12. おわりに

以上、安全マネジメント体制の構築については、輸送の安全の確保のために、その構築に向けた積極的な取り組みをすすめることが肝要であり、本制度の円滑な導入に向け、各運送事業者の一層の努力等を期待するところです。

また、PDCAサイクルを活用した安全マネジメント体制の運用状況については、国の安全マネジメント評価監査を実施することとしています。

安全管理規則等の義務づけのない事業者に対しては、原則として現行の監査に併せて、「安全マネジメント」に係る評価項目をチェックすることとしており、未実施等が確認された場合には改善指導を行うこととしています。